

平成 30 年 11 月 9 日

仙台市教育委員会

教育長 佐々木 洋 様

仙台市学校給食運営審議会

会長 岩崎 薫

平成 31 年度以降の学校給食費に関する意見書

平成 30 年 7 月 26 日付 H30 教総健第 1029 号にて、当審議会に対し諮問された平成 31 年度以降の学校給食費について、現時点における審議状況を基に、下記のとおり意見を提出する。

記

平成 31 年度以降の適正な学校給食費については継続して審議するものとする。なお、今後は学校給食費を改定する方向で審議を行うが、具体的な改定内容の決定や決定内容の保護者への説明・周知に一定の期間を要せざるを得ないことから、平成 31 年度の学校給食費については据え置きとすべきである。

(理由)

本市の学校給食の給与栄養量は年々減少傾向にあり、学校給食摂取基準に達していない栄養素が次第に増えている状況である。このことは、食材の選定や献立の工夫などでは望ましい栄養量を確保することが困難になりつつあることを示している。

考えられる要因としては、米飯及びパン、牛乳の価格が上昇している結果、給食費のうち、副食に充てることができる額が相対的に少なくなってきたこと、加えて、食材価格に引き続き上昇傾向又は高止まりが見られ、献立作成や使用食材の調達に与える影響が大きくなっていることが挙げられる。さらに、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の改定や、災害や天候不順など予見が困難な要因も想定され、今後も食材価格が上昇する可能性は否めない状況である。

平成 29 年度において、当審議会が行った「平成 31 年度以降の学校給食費については、今後の経済情勢等を注視しながら、改定に向けた検討が必要と考えられる。」との答申を踏まえ、上記の状況を勘案しながら審議した結果、望ましい学校給食の提供のためには学校給食費の改定はやむを得ないという意見が多数を占めた。しかしながら、具体的な改定額や、改定した場合献立内容や給与栄養量をどのように改善するのかといった検討、また異なる給食費単価の統一についての議論も必要なことから、答申を行うには、さらに審議を尽くすべきとの結論に至ったものである。

なお、学校給食費を改定する際には、その必要性や効果について保護者への丁寧な説明と十分な周知期間が必要であることから、その期間の確保を考慮すると、平成 31 年度の学校給食費は据え置くべきと考える。